

◆情報開示基準

国は特定秘密保護法案を制定し国民の知る権利を奪おうとしている。霧島市の情報公開制度は原則公開、市政に対する理解を深め、市政運営の公正の確保と透明性を図り、開かれた市政を目指すとなっている。市民が求める情報開示の基準が対応部署毎に異なるのではないかと、恣意的な非開示が行われていないかを問う。

(答弁) 総務部長

霧島では、「開かれた市政」を具体化するための1つの方策として、「霧島市情報公開条例」を制定し、公文書の開示を請求する権利について定め、市の保有する情報の公開を図り、市民の市政に対する理解と信頼の下に公正で透明な市政の推進に努めている。

同条例では、開示請求できる対象文書を「市長部局や各行政機関の各実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、決裁等の手続が終了したのち、組織的に用いるものとして保有している公文書」と定義し、市民であるなしを問わず個人・法人が請求できる。

請求に係る公文書に開示することができない情報が記録されている場合を除き、開示することを義務付けており、開示することができない情報については、限定的かつ明確に、6つに類型化している。

6つの類型について具体例を示し、請求を受けたどの実施機関においても、条例の趣旨を踏まえ、一定の基準に則り、適正な判断を行うよう努めている。仮に開示しない旨の決定が行われ、この決定に不服がある場合は、救済措置として、実施機関に対し不服申立てを行うことができ、不服申立てを受けた実施機関は、大学教授や弁護士で構成する「霧島市情報公開引国人情報保護審査会」に開示しないこととした決定に合理性、妥当性を有していたか諮問し、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならないことを同条例で定めている。

質問：市民は黒塗りされた文書の開示を受けるが黒塗り理由が示されていることから受け入れるのが一般的であろう。霧島市が関った養豚場の臭気問題についての情報開示を求めた。黒塗りであった。異議申し立てを行ったところ、異議がとおり開示を受けた黒塗りするような情報ではなかった、恣意的ではないか？

市長：開かれた市政を一貫して訴えている。市民、議会、市職員にもオープンに言っている。担当者の判断で黒塗りしたと思う。黒塗りするに値しないとの質問であるが、もっとオープンであってよいと思う。事と次第ということはあるが、恣意的にやりすぎると乱用と言うことになるので最大限オープンにするように指示をする。

質問：11月の市議会だよりには燃料調達の目途がたつたと記載されている。バイオマス発電について3回の会合が持たれた議事録がある。重要なところが黒塗りである。黒塗りでない議事録は議会便りの内容を否定している。①木質発電事業に意欲を示した会社があったとの発言。②燃料確保の確約が出来ないと発言。③霧島市の山林が荒廃する恐れがある。これらの市民に知らせるべき情報が黒塗りであった。11月の市議会便りには不安要素の記載は無い。市長の原則開示と異なる。

市長：詳細が分かっている者がおれば、きちんと答える。1年前の事前協議における内容の固まっていない時期の記録の指摘である。

農林水産政策課長：議会だよりには25社とあるが、正確には23社である。原木とチップの供給会社を重複してカウントした。議事録はあくまでも木質発電の可能性、燃料調達の課題を検討した委員会である。木質発電に直接繋がるものではない。事前調査過程のものである。その中で数量価格問題も出たが、そのような物が一人歩きする中で、今後、取引に弊害が出るといけない、個人情報、法人情報に関する部分に該当することから黒塗りした。

反問する。黒塗りされていないものの入手先は？

質問：入手先は言えない。但し、間違いのない情報である。

市民の心配事、懸念がある。全て問題が払拭されたとの議会だより、議会だよりの材料は議事録であったり、協定書であるはず。

農林水産政策課長：議会だよりに記載されたものについて、先の予算委員会で協定書や検討会議で燃料確保が不安であるとの意見が多数あった。協定を結んで発電可能な数量が出た。それを受けて実現する事業者も出来た。十分説明した上で補助金を使ってやりたいと県に要望があった。検討委員会の議事録は懸案事項が多く判断材料になるような物ではないことから情報開示は出来ないとした。予算委員会で材料、規模について説明し、理解してもらったことから議会だよりに掲載されたと思う。

質問：情報公開制度の趣旨は原則公開、市政に対する理解を深め、市政運営の公正の確保と透明性を図り、開かれた市政を目指すこととある。これに沿った情報公開を要請する。